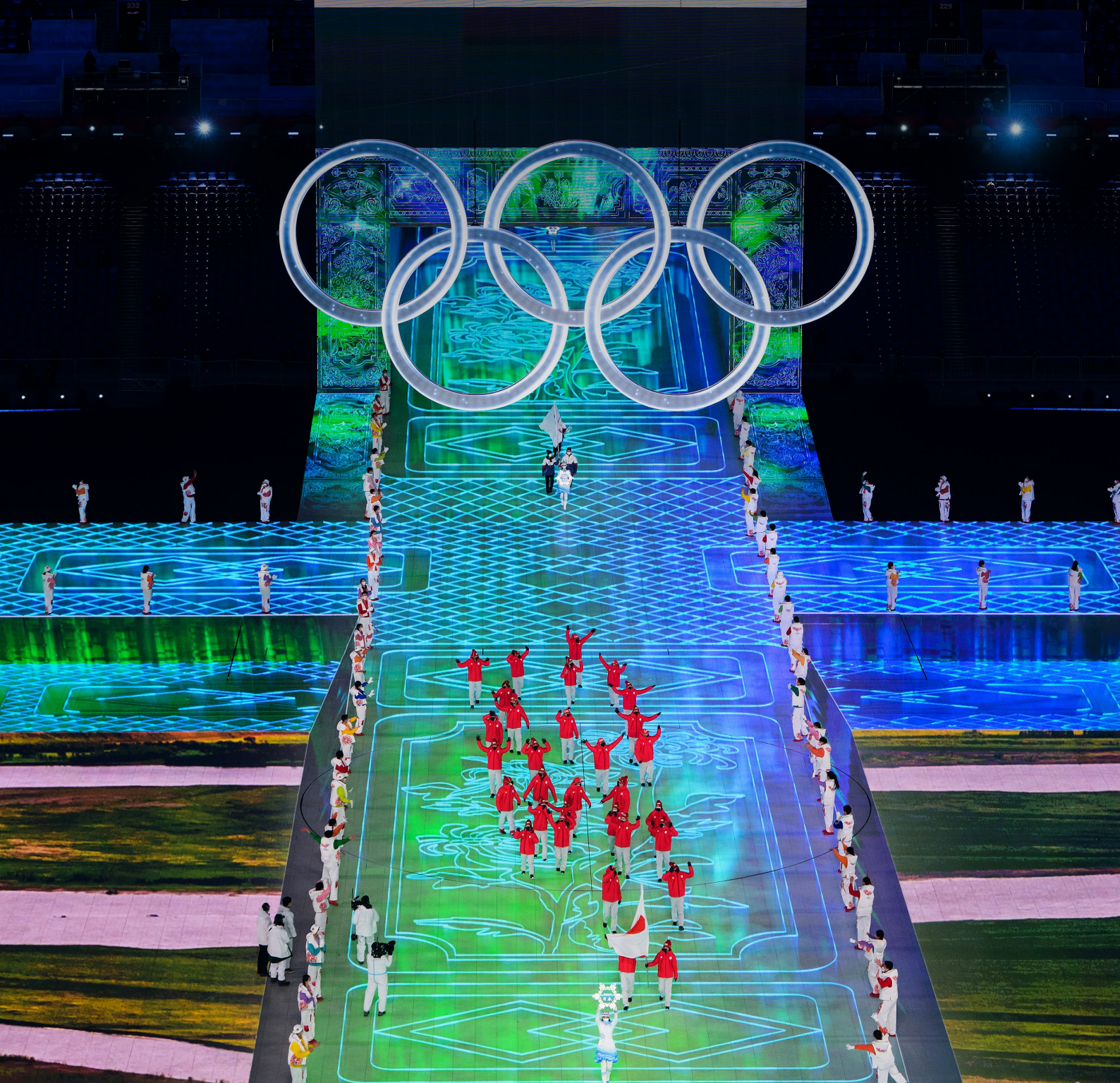


第25回オリンピック冬季競技大会 (2026/ミラノ・コルティナ)

TEAM JAPAN選手等の 肖像使用に関するガイドライン



公益財団法人日本オリンピック委員会

2025年8月/ ver1.0

目次

オリンピック憲章 ルール40とは	4
オリンピック憲章 大会参加資格条件	5
日本国内で適用されるルール40「基本概要」	6
日本国内で適用されるルール40：個人スポンサー等 ジェネリック広告における肖像使用条件	8
使用条件①「掲出時期」	9
使用条件②「広告表現」	10
使用条件③「広告掲出媒体・箇所」	12
使用条件④「広告出稿量」	14
大会参加者の肖像使用に関する確認書の提出	15
個人スポンサー等によるリツイート(リポスト)・シェアについて	20
オリンピックパートナー企業一覧	21
問い合わせ先	22



ミラノ・コルティナ2026オリンピック冬季競技大会(以下「ミラノ・コルティナ2026冬季大会」という。)参加者は、大会期間中の自身の容姿、名前、映像(以下「肖像」という。)や大会でのパフォーマンスに関する商業利用について、オリンピック憲章規則40条付属細則3に規定される国際オリンピック委員会(以下「IOC」という。)理事会が定める原則(以下「ルール40」という。)を遵守することが義務付けられています。

本マーケティングガイドラインは、ルール40についての理解を深め、ミラノ・コルティナ2026冬季大会参加者だけでなく、ミラノ・コルティナ2026冬季大会参加者の肖像を使用するワールドワイドオリンピックパートナー及びTEAM JAPANパートナー(以下「オリンピックパートナー」という。)、個人スポンサー／所属企業等(以下「個人スポンサー等」という。)に適用される肖像使用のルールを説明するものです。本マーケティングガイドラインをご確認いただき、必要な手続きを行うようお願いいたします。

また、ミラノ・コルティナ2026冬季大会参加者の肖像使用の際に、注意が必要となるオリンピックシンボルやミラノ・コルティナ2026冬季大会マークをはじめとするオリンピック関連マーク類、公益財団法人日本オリンピック委員会(以下「JOC」という。)が派遣するTEAM JAPAN(日本代表選手団)関連マーク類等のIOC又はJOCが管理する知的財産については、JOCのウェブサイトに掲載する「オリンピック等の知的財産の使用に関するマーケティングガイドライン」を併せてご参照ください。

JOC加盟競技団体(以下「NF」という。)、ミラノ・コルティナ2026冬季大会参加者及びその個人スポンサー等の皆様には、オリンピックマーケティングとミラノ・コルティナ2026冬季大会参加者の肖像を使用する際のルールを正しくご理解いただき、オリンピックに関する知的財産の保護とアンブッシュ・マーケティングの防止に、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

オリンピック憲章 ルール40とは

IOCは、オリンピック競技大会の参加資格条件となっている大会期間中の商業活動に関する規定（オリンピック憲章規則40付属細則3に規定されるIOC理事会が定める原則：ルール40）について、多数の選手から意見をヒアリングした結果、東京2020大会より「アスリートの権利と責任の宣言 (Athlete's Rights and Responsibilities Declaration)」を踏まえた内容に変更をしました。

オリンピック憲章規則40付属細則3

オリンピック競技大会に参加する競技者とチーム役員、チームスタッフは IOC 理事会が定める原則に従い、自身の身体、名前、写真、あるいは競技パフォーマンスが宣伝の目的で大会期間中に使用されることを許可することができる。

IOC理事会が定める原則：ルール40の適用期間は、選手村の開村日より閉会式2日後までの期間（ミラノ・コルティナ2026冬季大会では2026年1月30日から2月24日がルール40の適用期間）とした上で、大会毎にその内容を定めています。

日本国内を管轄するJOCでは、このルール40に基づき、大会参加者の権利の尊重と大会参加者の練習環境の整備・競技力の向上に、日頃から継続的にご支援をいただいている個人スポンサー等へ配慮しつつ、オリンピックマーケティングへの影響を鑑み、オリンピックパートナーに加え、**本マーケティングガイドラインに基づく大会参加者の個人スポンサー等による大会参加者の肖像使用について容認しています。**

大会参加者の肖像使用に関わる運用制度は、ミラノ・コルティナ2026冬季大会参加者自身並びにNFの皆様が正しく理解していなければ成立しません。本マーケティングガイドラインをご確認いただき、個人スポンサー等に対し、ルール40を周知するとともに、大会参加者の肖像使用に関する確認書の提出を徹底し、ルール違反が起こらないようご協力をお願いします。

オリンピック憲章 大会参加資格条件

ルール40の遵守は、大会参加者のメディア活動を禁止するルール48、並びに、大会参加者の着用するウェア及び使用するスポーツ用具の製造者識別マーク表示を規定するルール50とともに、**大会への参加資格条件**となっており、違反行為は大会参加資格の剥奪にも繋がります。また、個人スポンサー等が違反した場合には、今後JOCが派遣する国際総合競技大会の参加者の肖像を、肖像使用の適用期間中に一切使用できなくなる可能性がありますので、十分注意していただくようお願いします。

<参考>

ルール48(オリンピック憲章規則48条付属細則3)

メディアとしての資格認定を受けた個人のみがジャーナリスト、報道記者としてまたはその他のメディアの資格で活動することができる。いかなる状況のもとでもオリンピック競技大会の期間中、選手、コーチ、役員、プレスアタッシェ、あるいはその他の資格認定を受けた参加者は、ジャーナリストまたはその他のメディアの資格で活動してはならない。

ルール50(オリンピック憲章規則50条付属細則1)

商業的なものであれ、その他の性質のものであれ、オリンピック競技大会ではいかなる広告、主義・思想の宣伝も身体、競技ウェア、アクセサリに表示してはならない。より一般的には、競技者、チーム役員、その他のチームスタッフ、その他のすべてのオリンピック競技大会参加者が着用する衣類、または使用する用具に表示してはならない。ただし、以下の条項 8 が規定するように、物品や用具の製造者識別表示はその限りではない。この場合、識別表示は広告の目的で、著しく目立つように付けてはならない。



オリンピック憲章 2025年版

<https://www.joc.or.jp/olympism/charter/pdf/olympiccharter2025.pdf>

日本国内で適用される ルール40「基本概要」

第25回オリンピック冬季競技大会(2026 /ミラノ・コルティナ)において、日本国内で適用される肖像使用規制については以下の通りです。

1)ルール40適用期間

2026年1月30日～2月24日(開村日～閉会式2日後)

※ミラノ・コルティナ2026冬季大会 開催期間：2026年2月6日～2月22日

2)肖像使用の基本概要

大会参加者は、自身の肖像(自身の容姿、名前、映像等)を、以下の条件のもと使用させることができる。

対象	大会参加者肖像使用	オリンピックに関する発信 (お祝い広告や結果報告等)
オリンピックパートナー (①)	○	○
大会参加者の個人スポンサー等(②)	○ ※ジェネリック広告条件を満たしたものに限り	×
上記①②を除く営利団体	×	×
非営利団体(③)	○ ※商業色・企業色を伴わないものに限り	○ ※商業色・企業色を伴わないものに限り

※IOCの「WFSGIプロジェクト」に該当するスポーツメーカーは、IOCの定めるガイドラインを遵守してください。

当該プロジェクトで許容されない範囲の肖像使用については、上記の基準に基づいてご対応ください。

①オリンピックパートナーの場合

オリンピックパートナーに適用される規定に合致し、事前にJOCに必要書類を提出することにより、大会参加者が出演する広告素材等を使用できる。

※但し、契約カテゴリー外の商品・サービスについては、大会参加者の個人スポンサー等としての手続きが必要となります。

※2025年8月現在のオリンピックパートナー企業の一覧はP21を参照ください。

②個人スポンサー等の場合

本マーケティングガイドラインを理解し、これを遵守することを記載した「大会参加者の肖像使用に関する確認書」(2種：様式A、様式B)をNFを通してルール40事務局に提出することにより、大会参加者が出演する広告素材等を使用できる。但し、下記の条件を遵守すること。

・IOC及びJOCの方針に反するカテゴリーの広告ではないこと。

(例：タバコ、禁止薬物、ハードリカー、ギャンブル、ポルノ、道徳に反するビジネス 等)

・ジェネリック広告における肖像使用条件(P8参照)を遵守していること。

※大会参加者の出場に伴う応援・激励、大会での活躍・成果へのお祝いメッセージ等、オリンピックを想起させるような発信はできません。

詳しくは「オリンピック等の知的財産の使用に関するマーケティングガイドライン」をご参照ください。

上記①②に該当しない営利団体は、ルール40適用期間中に選手肖像を商業目的で使用することはできません。

③非営利団体(自治体や公共団体、教育機関、医療法人 等)

非営利団体は、特定の条件のもとオリンピックやTEAM JAPAN（日本代表選手団）に関する言及や大会参加者の肖像を非商業的な活動等に使用できる。但し、TEAM JAPANと営利団体を結び付けたり関連付けたりするような行為をしないこと。

※詳しくは「オリンピック等の知的財産の使用に関するマーケティングガイドライン」をご参照ください。

3)個人スポンサー等の定義

個人スポンサー

大会参加者に対して、物品や資金提供等により日々の活動を継続的に支援し、大会参加者の肖像を使用して商業活動を行うことができる契約を締結している企業・団体

所属先

日常より継続的に大会参加者を支援（雇用 等）している所属先（企業・団体）として、大会参加者が競技会等の出場のために、NFに事前に登録をしている企業・団体

マネジメント会社

日常より継続的に大会参加者のスケジュール管理、メディア対応及び契約交渉等を支援している企業・団体

4)オリンピック等の知的財産の使用に関するマーケティングガイドライン



オリンピック等の知的財産の使用に関するマーケティングガイドライン

https://www.joc.or.jp/about/brand_protection/pdf/guidelines2023_06.pdf

日本国内で適用されるルール40：個人スポンサー等 ジェネリック広告における 肖像使用条件

個人スポンサー等による大会参加者の肖像使用は、事前にルール40事務局へ確認書を提出した上で、本マーケティングガイドラインに記載されている使用条件が遵守されている場合のみ可能となります。使用条件の詳細は下記よりご確認ください。

① 広告等の掲出時期

日常、継続的に実施している広告等であり、ミラノ・コルティナ2026冬季大会への注目度が最も高まる期間を狙った広告等ではないこと

ルール40適用期間が開始する2026年1月30日から起算して90日前（2025/11/1）よりも前から使用されている広告素材であること 等

② 広告等の表現

ミラノ・コルティナ2026冬季大会やTEAM JAPANをイメージさせるおそれのない広告内容であること 等

- (1)ミラノ・コルティナ2026冬季大会、あるいはTEAM JAPANをテーマとしていない
- (2)ミラノ・コルティナ2026冬季大会、あるいはJOCに関する知的財産(映像、音声等を含む)を使用していない
- (3)ミラノ・コルティナ2026冬季大会、あるいはTEAM JAPANを想起させない／関連付けない
- (4)商品と大会参加者の競技パフォーマンスの結び付きを創出させない

③ 広告等の掲出媒体・箇所

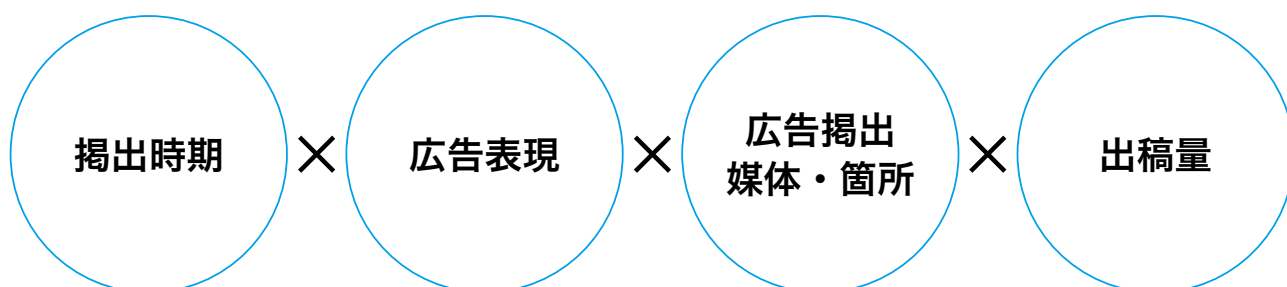
中継番組や特集記事など、オリンピックやTEAM JAPANとの連動を狙った掲出媒体・箇所ではないこと 等

※本編や編集記事との関連付けを意図した連動企画や、TV中継番組や特集番組において番組内容と連動するような大会参加者を起用したTVCMなどは、アンブッシュ・マーケティングとみなす場合があります。

④ 広告等の出稿量

日常、継続的に実施している広告等に比べ、大会期間に合わせて極端に増加した広告出稿量ではないこと 等

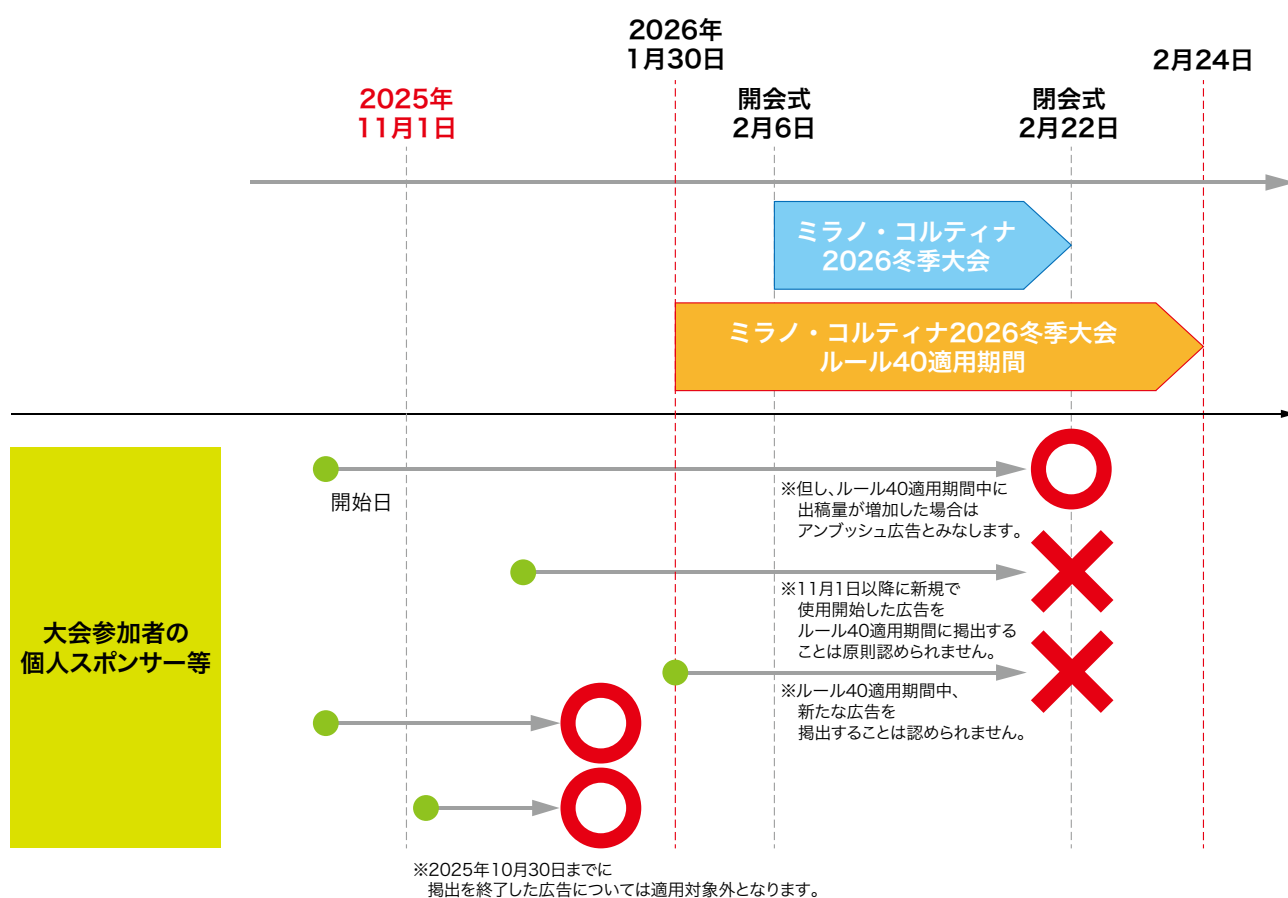
それぞれの条件について、次ページ以降に詳細を記載していますので、
ご一読の上、ルールの遵守にご協力をお願いします。



使用条件①「掲出時期」

Ⅲ ルール40適用期間内の広告出稿

大会参加者の個人スポンサー等による、ミラノ・コルティナ2026冬季大会への注目度が最も高まる時期を狙った大会参加者の肖像を使用した商業活動、広告・宣伝活動は、オリンピックパートナーの権利を侵害し、アンブッシュ・マーケティングとなるおそれがあります。そのため、ミラノ・コルティナ2026冬季大会期間を意図的に狙ったアンブッシュ広告を防止するために、個人スポンサー等は**2025年11月1日(開村日90日前)以降**に大会参加者の肖像を使用した新たな広告(新たなデザインや新たな企画の広告等)を、ルール40適用期間内に掲出することはできません。



使用条件②「広告表現」

事前にルール40事務局へ大会参加者の肖像使用に関する確認書を提出した個人スポンサー等が、ルール40適用期間中の大会参加者の肖像を使用した広告・宣伝活動において、ジェネリック広告とみなされる広告表現は、以下の通りとなります。

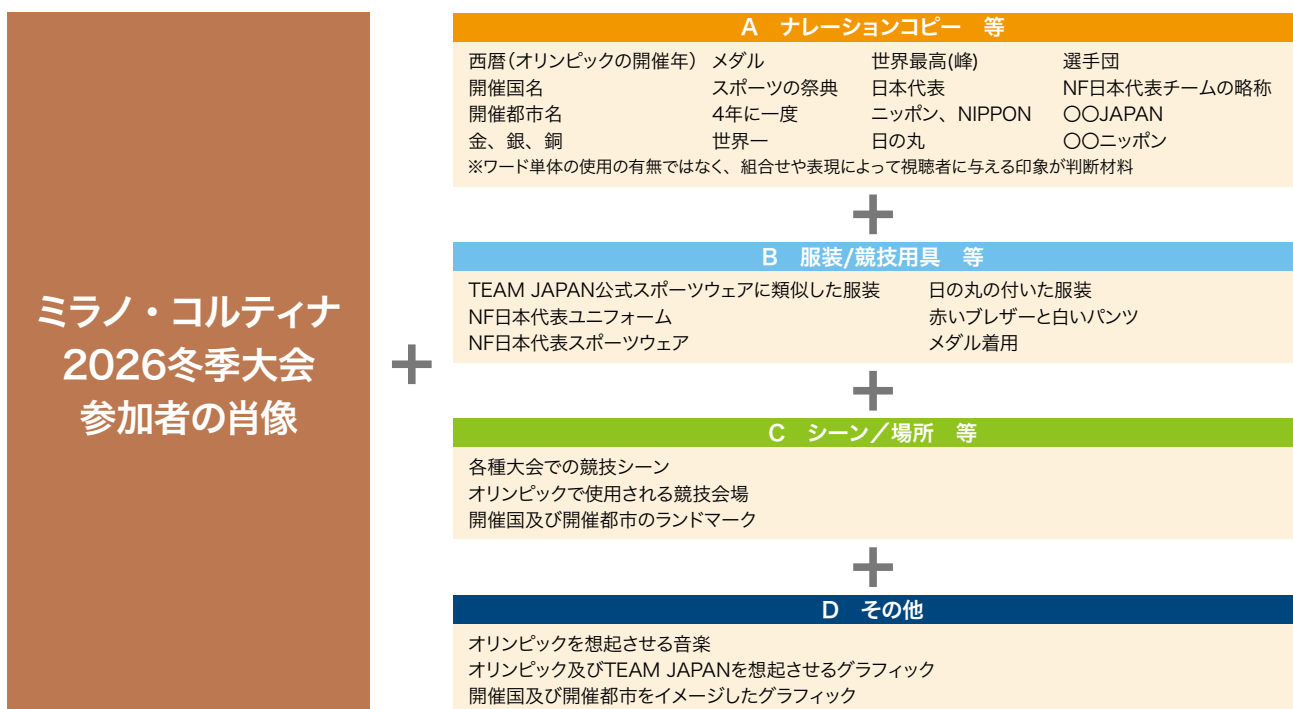
- (1) ミラノ・コルティナ2026冬季大会、あるいはTEAM JAPANをテーマとしていない
- (2) ミラノ・コルティナ2026冬季大会、あるいはJOCに関する知的財産(映像、音声等を含む)を使用していない
- (3) ミラノ・コルティナ2026冬季大会、あるいはTEAM JAPANを想起させない／関連付けない
- (4) 商品と大会参加者の競技パフォーマンスの結び付きを創出させない

ミラノ・コルティナ2026冬季大会、あるいはTEAM JAPANを想起させない／関連付けないために

広告表現の要注意要素について

オリンピックパートナー以外の大会参加者の個人スポンサー等の広告は、メッセージやシーン等の組合せ方によってアンブッシュ広告と判定される可能性があります（但し、ミラノ・コルティナ2026冬季大会以外の特定の大会に関連することを表現できていれば、ジェネリック広告と判定される場合もあります）。また、ミラノ・コルティナ2026冬季大会への出場が内定・決定した選手の肖像を使用する場合には、それまでと比べてTEAM JAPANを想起させる恐れがありますので、より注意が必要となります。

下記のミラノ・コルティナ2026冬季大会びTEAM JAPANを想起させるおそれのある要注意広告要素を参考に、誤解を与える広告表現は避けるようにしてください。



※肖像+A～Dの組合せ方によってアンブッシュ広告と判定される可能性があります。

※判断が難しい場合には、ルール40事務局にご相談ください。

ミラノ・コルティナ2026冬季大会以外の大会に関する「おめでとう広告」や「ありがとう広告」等であっても、その対象となる大会が不明瞭な場合や、その必然性がない場合には認められません。

Ⅲ 判断基準例

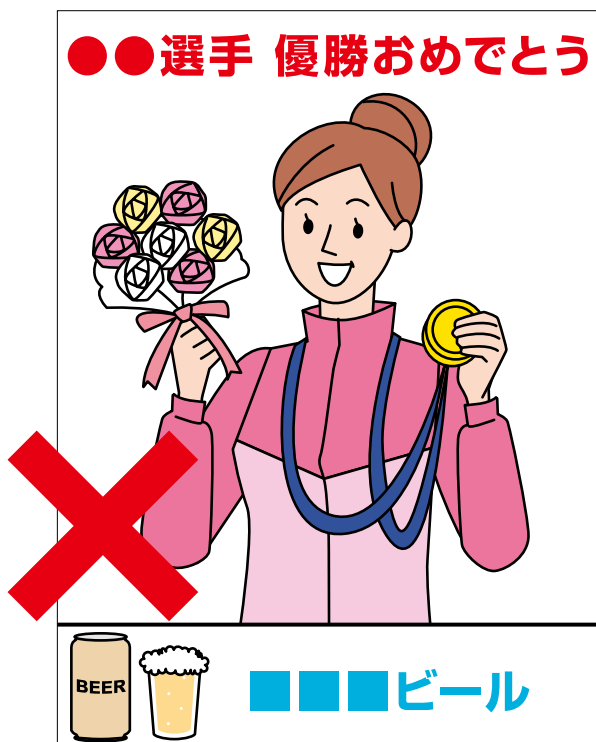
ミラノ・コルティナ2026冬季大会を意図していないことが明確である

ミラノ・コルティナ2026冬季大会を想起させない内容であるため問題ない



ミラノ・コルティナ2026冬季大会以外の大会名の明記がなく、ルール40適用期間中はミラノ・コルティナ2026冬季大会に関連があると想起される恐れがあるためNG

大会参加者のパフォーマンスと商品を関連付けているためNG

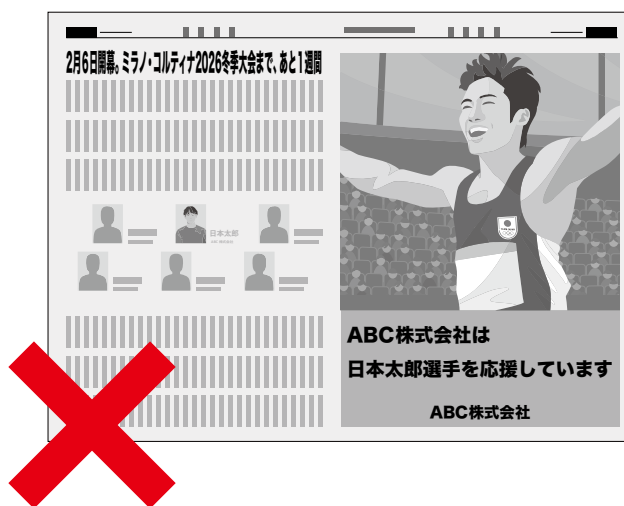
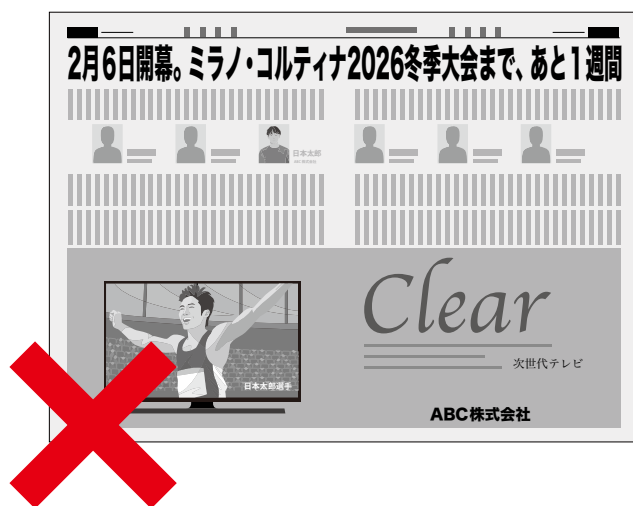


使用条件③「広告掲出媒体・箇所」

各媒体の特性により、本編や編集記事との関連付けを意図した運動企画等はアンブッシュ広告とみなす場合がありますので、以下の例を参照してください。なお、個人スポンサー等のホームページ等での肖像使用も確認書提出の対象となりますのでご注意ください。

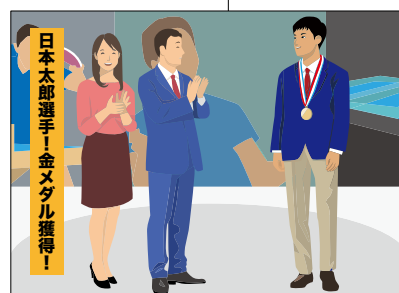
<新聞・雑誌広告>

オリンピックに関する特集記事と連動させた新聞・雑誌広告はアンブッシュ広告と判断しますのでご注意ください。



<TV番組>

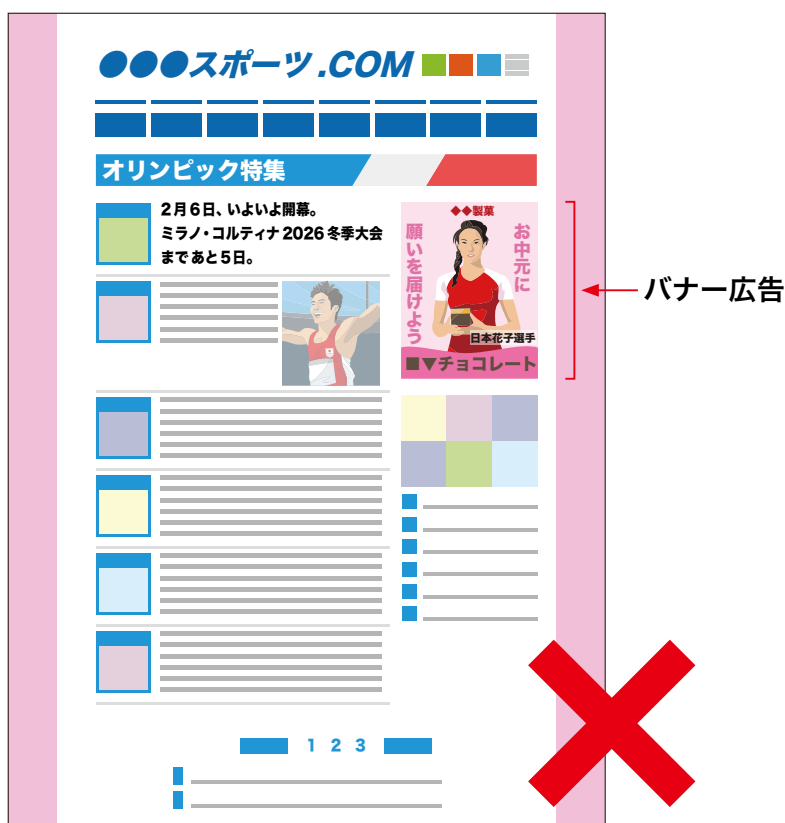
大会中継番組や特集番組等のオリンピック関連番組において、番組内容と連動するような大会参加者を起用したCMは、アンブッシュ広告と判断しますのでご注意ください。



<インターネット広告(ウェブバナー等)>

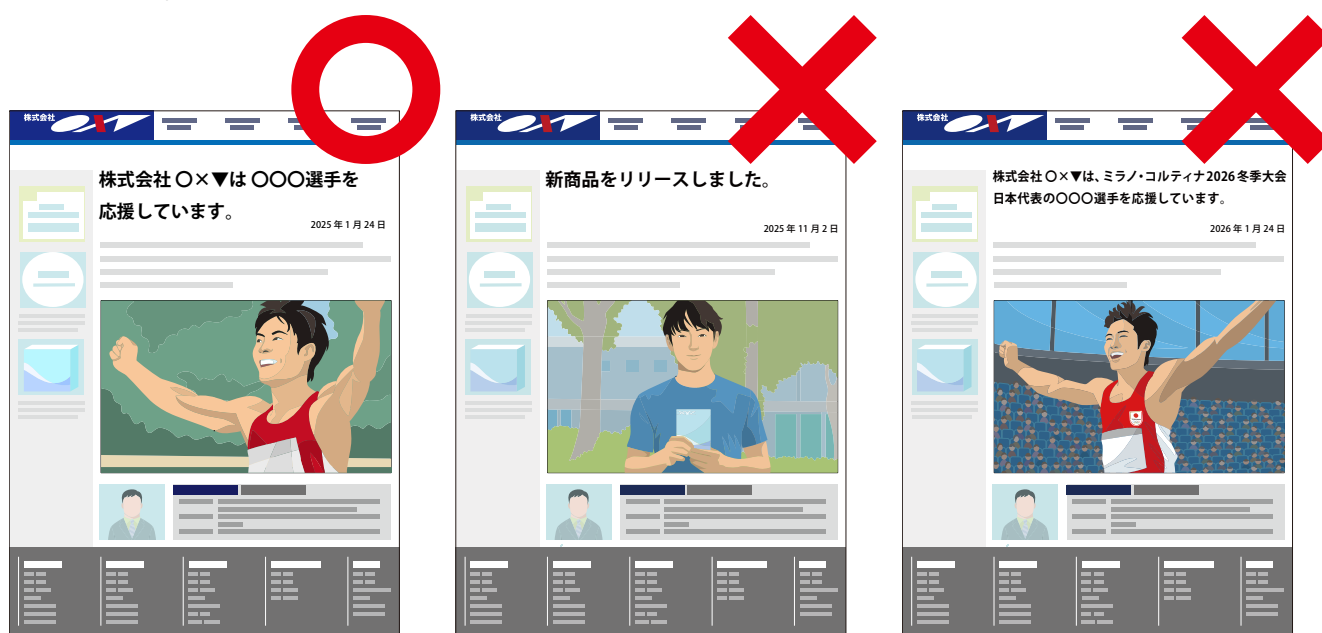
オリンピック特集サイトへの広告出稿は表現に関わらずオリンピックパートナーとの誤認を与えるためできません。

※掲出媒体・掲出面を指定しない、運用型広告での偶発的露出は問題ありません。



<その他のインターネットでの肖像使用(自社サイト等)>

自社サイト内での肖像使用もルール40適用の対象となりますので、ジェネリック広告であること、継続使用であることを前提に確認書を提出してください。



ミラノ・コルティナ2026冬季大会に関連付けていない内容であるため問題無い

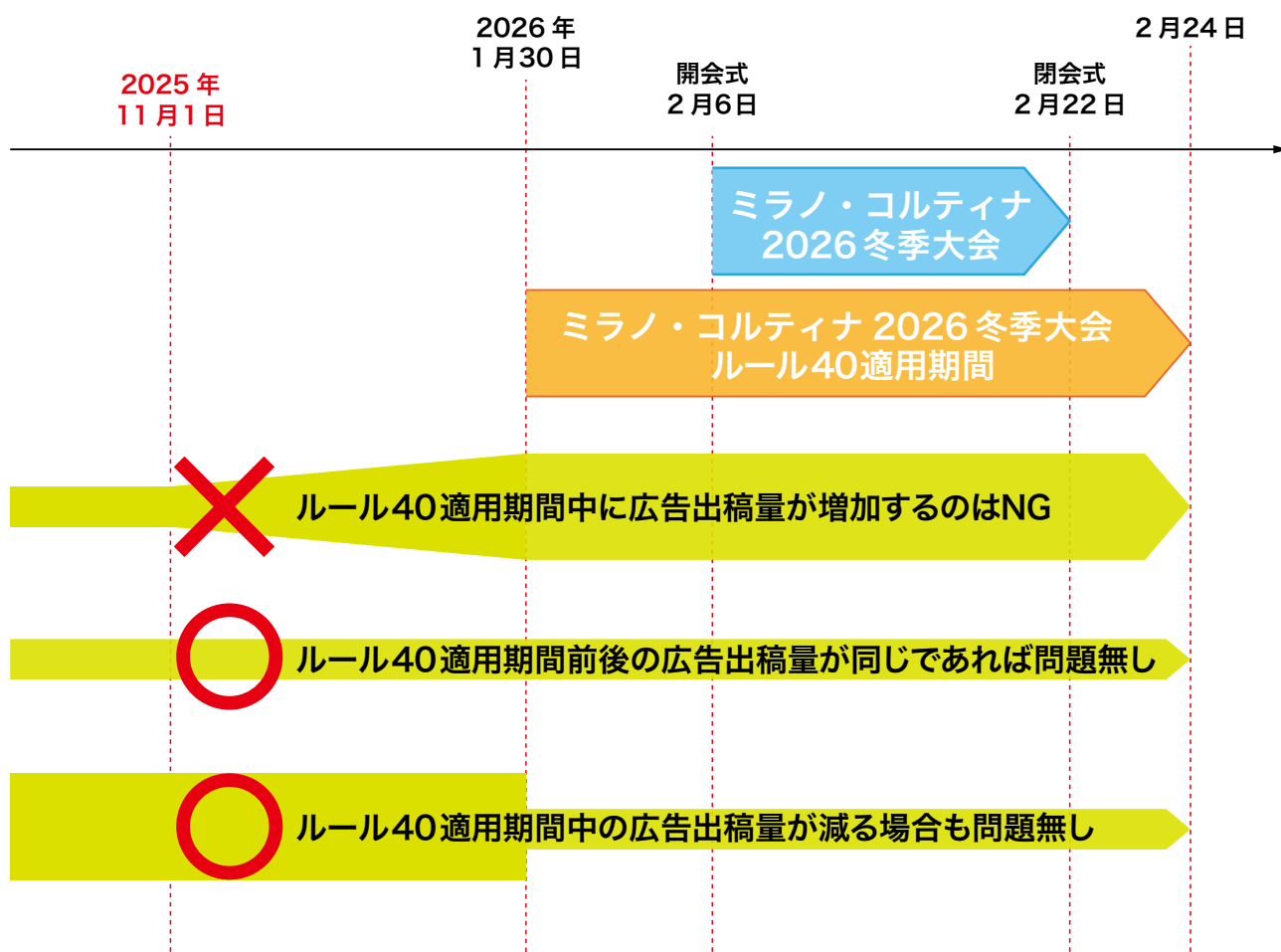
ミラノ・コルティナ2026冬季大会に関連付けていない内容であるが、掲出開始時期が条件を満たしていないためルール40適用期間の掲出はNG

ミラノ・コルティナ2026冬季大会と関連付けた内容であるためNG

使用条件④「広告出稿量」

ルール40適用期間を狙って広告出稿量を増加させた場合、アンブッシュ広告の意図があると見なされる可能性があります。

通常期に実施している広告宣伝・PR活動に比べて、多量な出稿を実施することは当条件を満たしていないと判断されますのでご注意ください。



大会参加者の肖像使用に関する 確認書の提出

以下に記載している2種類の確認書をNFを通じてルール40事務局にご提出ください。

提出期限までにミラノ・コルティナ 2026 冬季大会への参加が決定及び内定していない場合でも、個人スポンサー等が、大会参加者の肖像を使用する可能性がある場合には確認書の提出をお願いします。

提出物：①【確認書A（様式A）】大会参加者による肖像使用に関する確認書（大会参加者本人作成用）
②【確認書B（様式B）】個人スポンサー等による肖像使用に関する確認書（個人スポンサー等作成用）
【確認書B（別紙）】ルール40「出稿媒体等情報管理シート」（個人スポンサー等作成用）

提出期限：2025年12月19日（金）

提出方法：大会参加者が所属するNF担当者より、下記メールアドレスまでご送付ください。
メールアドレス：rule40@joc.or.jp ※確認書（2種）はスキャンデータにてご提出ください。

記入する内容：肖像を使用される大会参加者の氏名・競技・種目名
大会参加者の記名押印または署名（自筆）
個人スポンサー等の責任者記名押印または署名（自筆）
個人スポンサー等の企業名・担当者連絡先

主な内容：

- ・ 一切のオリンピック等の知的財産を使用せず、ミラノ・コルティナ2026冬季大会や組織委員会、TEAM JAPANとのいかなる関連付け及び想起をさせないことを約束すること。
- ・ 本マーケティングガイドラインを遵守し、万が一JOCがアンブッシュ・マーケティングの恐れがあると判断した場合、修正及び取り下げも含め協力すること。
- ・ 大会期間中の肖像使用違反（登録手続き及び同意プロセスの違反含む）があった場合、大会参加者の参加資格が最悪の場合取り消されることを理解し、最大限の協力を行うこと。
- ・ 違反した場合は上記に加え、個人スポンサー等においては、今後JOCが派遣する国際総合競技大会の参加者肖像をルール40適用期間中に一切使用できなくなる可能性があることに対して承知すること。

注意事項：

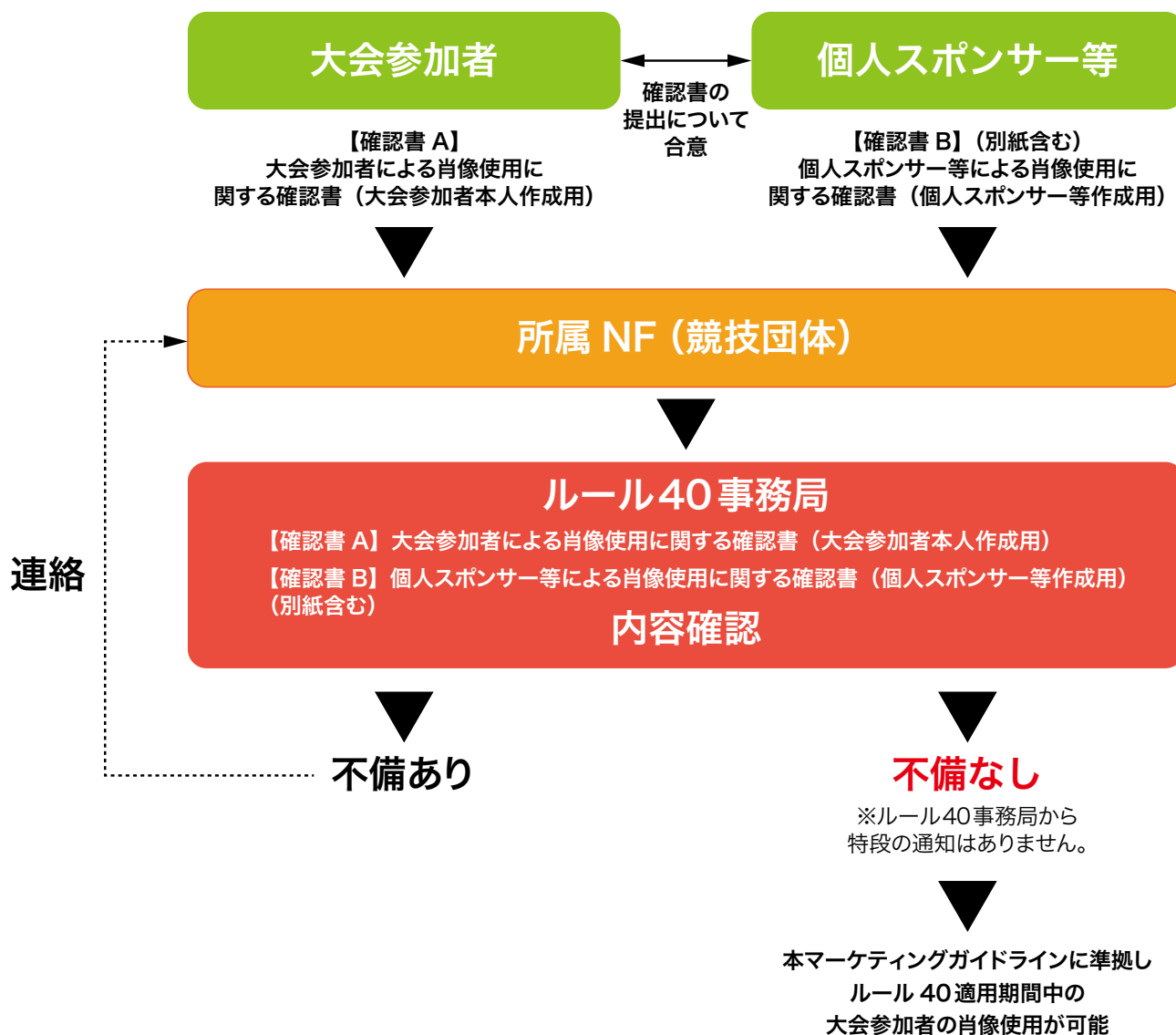
確認書の原本はNFにて保管ください。

確認書に記載された情報の確認や不足があった場合には、ルール40事務局から記載されたご連絡先にご連絡する場合があります。

<手続きの流れ>

ルール40事務局が確認書A、Bに記入された情報を確認し、不備がなければ個人スポンサー等の肖像使用が可能となります。

確認書の提出の流れ



提出物②：確認書B（個人スポンサー等作成用）

※個人スポンサー等による署名または記名押印が必要です。

提出するNFごとに作成・提出が必要です。

提出ルート 個人スポンサー等 → 大会参加者の所属競技団体(NF) → ルール 40 事務局

(確認書 B (様式 B)) : 個人スポンサー等作成用紙 2025 年 月 日
公益財団法人日本オリンピック委員会 御中

第 25 回オリンピック冬季競技大会 (2026/ミラノ・コルティナ)
オリンピック憲章ルール 40 に基づく大会参加者の肖像使用に関する確認書
(個人スポンサー・所属先・マネジメント作成用)

標記の件につき、ミラノ・コルティナ 2026 冬季大会に適用されるオリンピック憲章ルール 40 に基づき、大会参加者（選手、コーチ、スタッフ等）の肖像を使用する際、貴会から提供された「ミラノ・コルティナ 2026 オリンピック冬季競技大会 TEAM JAPAN 選手等の肖像使用に関するガイドライン」及び「オリンピック等の知的財産の使用に関するガイドライン」に記載の使用条件を遵守するとともに、貴会より修正等の指示があった場合はその指示に従うことを誓約いたします。

万が一違反があった場合には、大会参加者が貴会の「国際総合競技大会派遣規程」により処分される場合があること、ならびに貴会がオリンピック憲章ルール 40 に基づく当社・当団体による大会参加者の肖像使用を今後一切認めない可能性があることを理解の上、申請いたします。

※太枠内はすべて必須記入項目です※

<責任者>
1) 企業・団体名 : _____
2) 責任者名 : _____ ① 印 3) 所属部署・役職 : _____
中書きまたは記名押印
<実務担当者>
1) 担当者名 : _____ ② 印 2) 所属部署・役職 : _____
中書きまたは記名押印
3) 連絡先 : TEL : _____ e-mail : _____ ③ _____

<肖像を使用する大会参加者及び「出稿媒体等情報シート」(確認書 B (別紙)) >
肖像を使用する大会参加者は下記に記載し、「出稿媒体等情報シート」は確認書 B (別紙) にて提出します。

大会参加者名	競技・種目名	大会参加者名	競技・種目名
1		6	
2		7	
3		8	
4		9	
5		10	

※行が足りない場合、行を追加いただくか、エクセルにて上記一覧を作成の上ご提出ください。指定の様式はありません。

<所属競技団体 記入欄>
上記及び「出稿媒体等情報シート」(確認書 B (別紙)) について、確認しました。

1) 所属競技団体名 : _____
2) 担当者名 : _____ 印 3) 所属部署・役職 : _____
中書きまたは記名押印
4) 担当者連絡先 : TEL : _____ e-mail : _____

<記入時の注意事項>

● 企業・団体名、責任者の情報の記入

企業・団体名の記入、責任者の署名または記名押印、所属部署・役職の記入をしてください。
責任者本人の署名または記名押印が必要です。

① 2) 責任者署名 : 東京 太郎 印

● 担当者の情報の記入

ご担当者の署名または記名押印、所属部署・役職、連絡先、E-mail アドレスの記入をしてください。

② 1) 担当者署名 : 日本 次郎 印

担当者本人の署名または記名押印が必要です。

形状が似ている文字には、フリガナをふってください。

③ e-mail : オール パリン エル オー ドット
olympic-paralympic@sports.jp

例:0(ゼロ)とo(オー)、2(ニ)とz(ゼット)、1(イチ)とl(エル)、.(ドット)と_(アンダーバー)等...

● 肖像を使用する大会参加者情報及び

「出稿媒体等情報シート」(確認書 B (別紙)) の記入

大会参加者名、競技・種目名の記入をしてください。
また、「出稿媒体等情報シート」(確認書 B (別紙)) を記入し、確認書 B と同時に提出してください。

● 所属 NF の記入

所属 NF が記入する欄になります。

個人スポンサー等の責任者及び担当者は記入しないでください。

個人スポンサー等の記入内容を確認後、所属 NF 名の記入、担当者の署名または記名押印、連絡先の電話番号と E-mail アドレスを記入してください。

提出物②：確認書B（別紙）

※確認書B（様式B）に必ず添付し、同時に提出してください。

(確認書B(別紙)：個人スポンサー等作成用紙)

提出ルート 個人スポンサー等(記入)⇒大会参加者の所属競技団体(NF)⇒ルール40事務局

ミラノ・コルティナ2026オリンピック冬季競技大会 ルール40 「出稿媒体等情報管理シート」(個人スポンサー等記入)

※1：本シートは、事前にNFが内容確認を行ったうえで、ルール40事務局に提出してください。
※2：内容に変更がある場合は、変更箇所が分かるよう赤字で内容を修正のうえ再提出ください。
※3：所属競技団体(NF)ごとにファイルを分けて作成し、提出してください

企業・団体名		大会参加者との関係	

大会参加者の所属競技団体(提出先NF)	

	① 大会参加者名 (契約・所属選手、スタッフ等)		② 参加種目名	③ 出稿媒体 プルダウンから選択	④ 素材・URL・内容 ※テレビCMは素材名/ID順コードを記入してください。 ※その他広告の場合は内容をこちらに記載してください。	⑤ 広告掲出 開始日
	姓	名				
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						

※行が足りない場合は適宜行を追加いただき、ご提出ください。
※出稿媒体に当てはまるものがない場合は「その他」を選択いただき、内容欄(E列)にて詳細内容を記載ください。

<記入時の注意事項>

- 複数の媒体出稿 / 複数の素材がある場合は、1素材につき1行入力してください。

① 大会参加者名
(契約・所属選手、スタッフ等)
所属契約、個人スポンサー契約等をして
いる出場予定選手等の氏名を競技
団体ごとに全て記入してください。

② 競技・種目名
可能な限り正式な用語で記載してください。
複数種目出場予定の場合や未定の場合は可
能な範囲で記載してください。

	① 大会参加者名 (契約・所属選手、スタッフ等)		② 参加種目名	③ 出稿媒体 プルダウンから選択	④ 素材・URL・内容 ※テレビCMは素材名/ID順コードを記入してください。 ※その他広告の場合は内容をこちらに記載してください。	⑤ 広告掲出 開始日
	姓	名				
1	山田	一朗	〇〇〇/△△△	自社Webサイト	URL: https://	2024年2月1日
2	山田	一朗	〇〇〇/△△△	テレビCM	男性用シャンプー『スッキリ』「山田一朗XXXX」編 WXYZ000001	2023年12月2日
3	日本	太郎	〇〇〇/△△△	テレビCM	スキンケア『サッパリ』「日本太郎XXXX」編 WXYZ000002	2023年12月2日
4						
5						

③ 出稿媒体
提出時点で予定されている全ての計
画について記載してください。

④ 素材・URL・内容
別紙の記載例を参考に、内容、個別の
素材コードや、ウェブサイトやSNSの
URLなどを記載してください。

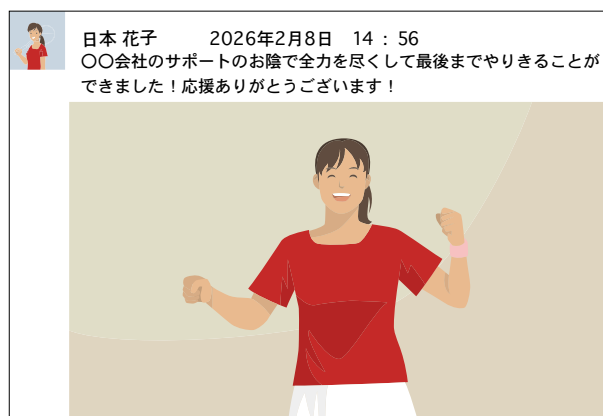
⑤ 広告掲出開始日
P9の規定への適合を確認するため同広告を
最初に掲出した日を記載してください。
※2025年11月1日以降に使用開始のものは適用期間の
使用は認められません。

大会参加者による 感謝メッセージについて

大会参加者は、以下の条件を満たす場合に個人スポンサー等に関する感謝メッセージを期間に関わらずSNSを通じて対外的に発信することができますが、個人スポンサー等は「大会期間中」はリツイート（リポスト）及びシェアはできません。

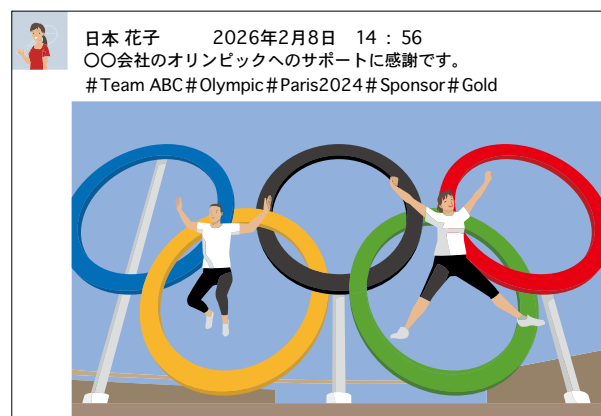
- ①オリンピック等に関わる一切の表現（オリンピックシンボル、大会エンブレム、大会名称、マスコット、ミラノ・コルティナ2026冬季オリンピックメダル、ミラノ・コルティナ2026冬季オリンピックTEAM JAPAN公式ウェア等の画像、文章含む）を使用していないこと。
- ②個人スポンサー等の商品もしくはサービスが大会参加者のパフォーマンスを向上させるような内容を含まないこと。
- ③個人スポンサー等の商品やサービスを推奨する内容を含んでいないこと。
- ④IOC、組織委員会、JOCなどのコンテンツを再投稿する場合に、自身の個人スポンサー等へのメッセージと結び付けていないこと。

○ 認められる



個人スポンサー等に対する簡素な感謝メッセージ。
ウェアやユニフォームもオリンピック大会時のものではなく、
写真もオリンピック以外のものを使用

✕ 認められない



個人スポンサー等とオリンピックへの関連付け、
オリンピックプロパティの使用(画像、ハッシュタグ)

※個人スポンサー等とオリンピック、TEAM JAPAN（日本代表選手団）を結び付けることはできません。
また、個人スポンサー等は、オリンピックに便乗した商業的な活用はできません。

オリンピックパートナー企業一覧

2025年8月現在

The Worldwide Olympic Partners



TEAM JAPAN Gold Partners



東京海上日動



日本生命



三井不動産
MITSUI FUDOSAN

TEAM JAPAN Official Partner

airweave

TEAM JAPAN Official Supporter

丸大食品

TEAM JAPAN Official Brand Management

Interbrand Japan

TEAM JAPAN Official DOOH Media Supplier

LIVE BOARD

TEAM JAPAN Official Ticketing Management

ぴあ

TEAM JAPAN Official Travel Agencies

KNT-CT ホールディングス

JTB

東武トップツアーズ

日本旅行

問い合わせ先

公益財団法人日本オリンピック委員会

ルール40事務局

電話番号：03-6820-9007 ※10月1日～2月28日開設

メールアドレス：rule40@joc.or.jp